新潟市建設工事入札参加業者 各位

新潟市都市政策部技術管理センター 技術管理課長

本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)を合算した工事費における処分費等の取扱いの変更について(お知らせ)

本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)とを合算して行なう場合の処分費の取り扱いについては、平成23年5月6日付け「本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)を合算した工事費における処分費等の取扱いの積算について」でお知らせしましたが、下記のとおり積算方法を変更いたします。

記

## 1 対象となる設計書

1本の設計書で本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)があるもの。(費目数が2以上の場合)

2 処理方法 別紙1のとおり。

## 3 適用

設計書の単価適用日の表示が、「H 2 5. 0 4. 0 1」以降の請負工事及び業務委託から適用します。

## 4 その他

今回の積算方法は、複数の設計書を諸経費調整する場合は適用しませんので、その場合は平成23年5月6日付けの「本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)を合算した工事費における処分費等の取扱いの積算について」に基づいて積算します。

【問い合わせ先】 技術管理課 積算情報係 内線33081,33082

## 「処分費等」の取扱いについて

計算処理の順番等	①本工事+附帯工事費(又は補 償工事費)の合算した工事費で 計算	附帯工事費(又は補 の合算した工事費で 各々で計算		処分費等の積算方法
工事費区分	本工事費+附帯工事費(又は補 償工事費)の工事費	本工事費	附帯工事費 (又は補償工事費)	
処分費等が「共通仮設費対象額 (P) +準備費に含まれる処分費」 に占める割合 〇:3%以上 ×:3%未満	×			全金額率計算の対象とする
	O	0	×	全体設計書において率対象となる3%以内 の処分等を、各費目の処分費等の金額に応 じて案分し、各費目の率対象額とする。
		×	0	
		0	0	本工事費と附帯工事費(又は補償工事費) の3%を超える金額は率計算の対象としない

<sup>※</sup>率計算の対象となる金額は3千万円を上限とする。

<sup>※</sup>P=直接工事費+支給品費+事業損失防止費+処分費(準備費内)